

2025 年 9 月 25 日

各 位

株式会社 三十三銀行

株式会社ミヤテックとの「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」契約締結について

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、株式会社ミヤテック（社長：宮崎 正弥）と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス（※）」契約を締結しましたのでお知らせいたします。

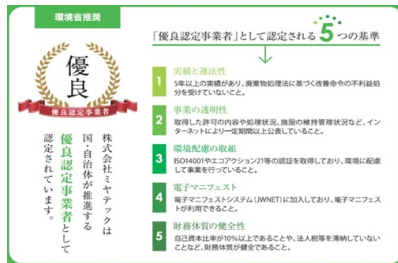
本件の取り組みにあたっては、株式会社三十三総研（社長：東海 悟）がインパクト分析・特定のうえ評価書を作成し、株式会社日本格付研究所がポジティブ・インパクト金融原則との適合性を確認しました。今後も「三十三フィナンシャルグループSDGs宣言」のもと、企業活動を通じてSDGsの達成に貢献することで、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

（※） 企業活動が「社会・経済・環境」のいずれかに与えるインパクトを包括的に分析・特定し、ポジティブインパクトが期待できる活動と、ネガティブインパクトを低減する活動を支援するもので、借入人様によるSDGs達成への貢献度合いを評価指標とし、借入人様から情報開示を受けながら当行がその過程を定期的にモニタリングするものです。

1. 融資概要

(1) 契約日	2025年9月25日
(2) 融資金額	100百万円
(3) 期間	7年
(4) 資金使途	運転資金

2. 借入人概要

(1) 企業名	株式会社ミヤテック
(2) 所在地	三重県松阪市垣鼻町 896-19
(3) 事業内容	当社は1980年に三重県松阪市で有限会社宮崎商店として設立され、産業廃棄物中間処理を中心にリサイクル事業を展開してきた。顧客の要望に応える地球にやさしい循環型社会の実現を目指し、収集運搬、解体工事、清掃事業など幅広く展開している。徹底した廃棄物の適正処理と再資源化に取り組み、環境保全と地域社会への貢献を両立させている。  (当社ロゴ)  (環境省推奨の優良認定事業者として認定)
(4) 従業員数	40名
(5) 資本金	2,000万円

(当社ロゴ)

(環境省推奨の優良認定事業者として認定)

3. 特定インパクトと測定するKPI（一例になります。詳細は評価書をご参照ください。）

特定活動	廃棄物の適正処理			関連する
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック	SDGs
	ポジティブ・インパクトの強化	自然環境	資源強度、廃棄物	
KPI	・ 2032年3月末までに産業廃棄物リサイクル率を70%に向上させる。リサイクル率とは当社が収集した量のうち、再生利用が可能となった量の割合を意味し、再生利用量÷当社の収集量×100で算出する。（2025年3月末現在59.18%）			
取組施策等	・ 当社は産業廃棄物の収集、運搬、中間処理、解体、清掃、リサイクル事業などを通じ徹底した廃棄物の適正処理と再資源化に努めている。 ・ 松阪大口工場(同社の工場の一つ)に高精度で廃棄物を分類し、廃棄物のリサイクル率の向上に寄与する光学選別機を導入しているものの、稼働率が現状低位に留まっている。今後は、この設備の稼働率を向上させることで、リサイクル率の向上につなげていく方針である。			

4. お問い合わせ先

(1) 三十三銀行

担当部署	ソリューション営業部
担当者	前田
連絡先	059-354-7125

(2) 三十三総研

担当部署	調査部	コンサルティング部
担当者	中野	福井
連絡先	059-354-7102	059-351-7417

以上

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：株式会社ミヤテック

2025 年9月 25 日
株式会社三十三総研

三十三総研は、株式会社三十三銀行が、株式会社ミヤテックに対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、株式会社ミヤテックの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則(PIF 原則)」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク(モデル・フレームワーク)」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※¹に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

目次

1. 評価対象の概要.....	2
2. 株式会社ミヤテックの概要.....	2
2-1. 基本情報	
2-2. 経営理念等	
2-3. 事業内容	
2-4. SDGs行動宣言	
3. サステナビリティに関する活動	11
4. 包括的インパクト分析.....	16
4-1. 包括的インパクト	
4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目	
5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性.....	19
5-1. KPI 設定項目	
5-2. KPI 非設定項目	
6. サステナビリティ管理体制.....	26
7. モニタリング	26
8. 総合評価	26

※本評価書における出典にかかる記載のない写真・図等については、同社のウェブサイトから引用。

1. 評価対象の概要

企業名	株式会社ミヤテック
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
契約日及び返済期限	2025 年9月 25 日 ～ 2032 年9月 25 日

2. 株式会社ミヤテックの概要

2-1. 基本情報

企業名	株式会社ミヤテック
代表取締役社長	宮崎 正弥
所在地	三重県松阪市垣鼻町 896-19
設立年月	1980 年7月
資本金	2,000 万円
従業員数	40 名
事業内容	・鉄屑、非鉄金属、紙類、繊維品などの回収、処理及び販売 ・産業廃棄物の収集運搬及び中間処理 ・一般廃棄物の収集運搬 ・廃棄物のリサイクル業務 ・建設業法に基づく土木一式工事 ・建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事 ・鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事の施工 ・カーエアコン、業務用冷凍空調機器、家庭用冷蔵庫などの冷媒ガスの回収業務 ・産業用機械の据付・撤去・清掃・買取事業

	・ビル・店舗・工場内外の塗装ブース、ピット、側溝、グリストラップなどの清掃作業 ・一般貨物自動車運送事業
事業拠点	・本社・本社工場 三重県松阪市垣鼻町 896-19
	・松阪大口工場 三重県松阪市大口町 660
	・多気工場 三重県多気郡多気町笠木 1492-1
沿革	1980 年 7 月 有限会社宮崎商店設立 出資金 400 万円 1987 年 6 月 産廃棄物収集運搬業許可取得 1993 年 9 月 特別産業廃棄物収集運搬業許可取得 2001 年 3 月 産業廃棄物処分業許可取得(本社工場) 2001 年 9 月 ISO140001 認証取得(本社工場) 2002 年 12 月 廃棄物処分業許可取得(多気工場) 2003 年 4 月 株式会社ミヤテックに社名変更 資本金 1,000 万円 2003 年 4 月 ISO14001 認証範囲拡大(本社工場・多気工場) 2007 年 9 月 資本金 2,000 万円に増資



松阪大口工場



多気工場



松阪本社工場

2-2. 経営理念等

(1) 理念

堀阪の緩やかな山のふもと、清流・櫛田川が伊勢湾へそそぐ、自然と歴史に恵まれた松阪と、四季折々自然がかもしだす風情たっぷりの多気町で産業廃棄物処理を生業として事業を営む当社は“地球にやさしい産廃処理”を経営の重点課題とした取り組み、よりよき環境の実現を図るため環境方針を定め、環境管理活動の継続的な推進を実行します。

(2) 代表挨拶

地球にやさしい産廃処理

株式会社ミヤテックは一般廃棄物の収集運搬および産業廃棄物の中間処理・収集運搬事業において、関係法令や条例、各種要綱を厳守し、環境汚染の未然防止に努めるとともに、さまざまな事業を展開してまいりました。

現代は大量生産・大量消費・大量廃棄の時代であり、環境への負荷が急速に増大しております。そのため、廃棄物のリサイクルや温暖化防止といった地球環境への負担軽減は、企業としての重大な責務となっています。有限かつ希少な資源を再利用し、快適な生活水準を長期的に維持するための取り組みが求められる中、弊社は2001年9月に「ISO14001」認証をいち早く取得し、産業廃棄物の効果的なリサイクルと環境保全に注力してまいりました。

これからも、これまでに培ったノウハウと経験を最大限に活かし、より広い視野で地域社会および環境への貢献を目指して邁進してまいります。今後とも、格別のご支援・ご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

株式会社ミヤテック
代表取締役 宮崎正弥

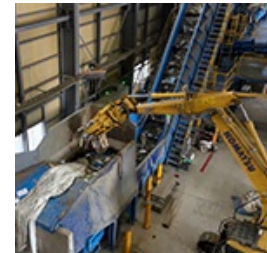


2-3. 事業内容

株式会社ミヤテック(以下、「同社」)は、1980年に三重県松阪市にて当時有限会社宮崎商店の名称で設立され、産業廃棄物中間処理業を中心に、顧客の要望に応える地球にやさしいリサイクルを実現する各種事業を展開している。具体的には、産業廃棄物中間処理事業、産業廃棄物収集運搬事業、解体工事事業、清掃事業等を営んでおり、徹底した廃棄物の適正処理と再資源化を行っている。同社の詳細な事業内容は以下の通り。

産業廃棄物中間処理

産業廃棄物中間処理は、リサイクルや最終処分(埋め立て)の前工程にあたる作業であり、産業廃棄物の減量や無害化、産業廃棄物をリサイクル可能な状態にすること等を目的に行っている。同社が実施している主な処理方法は、破碎、圧縮、脱水、混錬、中和、造粒固化、破碎選別、油水分離等であり、受け入れた産業廃棄物は同社が保有する3か所の工場において処理されている。



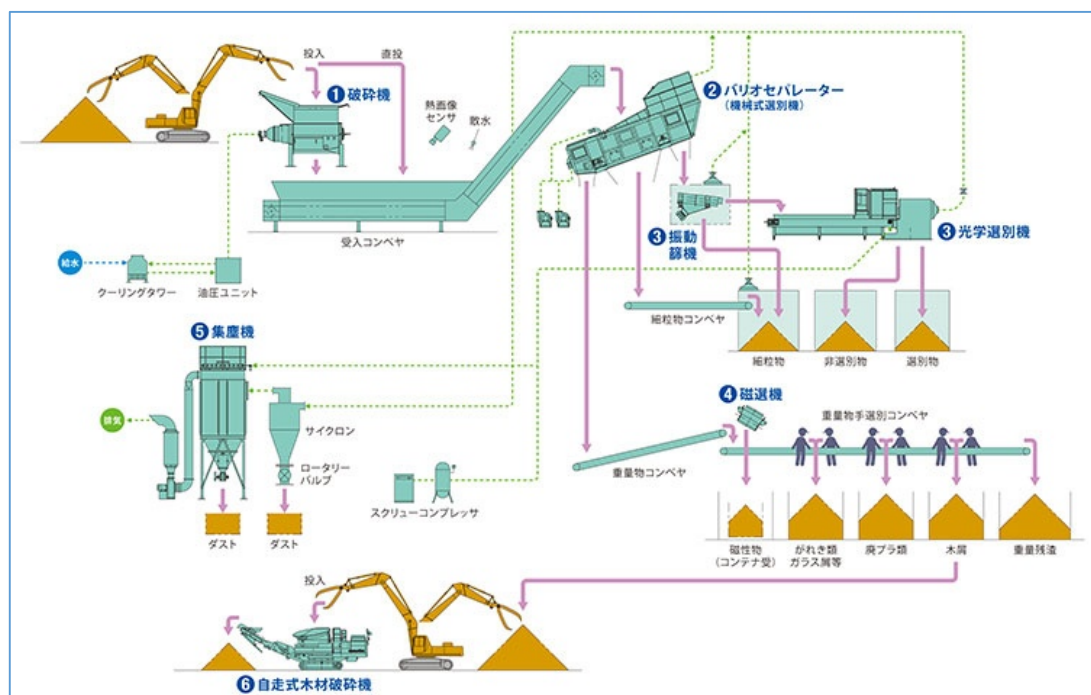
中間処理の様子

(1) 松阪大口工場

2014年に稼働を開始した松阪大口工場は主に混合廃棄物処理、汚泥造粒固化、木くずの破碎を行っている。

【混合廃棄物処理】

混合廃棄物とは、コンクリートや木くず、金属類など複数の物質が混ざり合った産業廃棄物(混合廃棄物)のこと。松阪大口工場では、混合廃棄物処理が可能な混合廃棄物処理施設を保有しており、従来リサイクルが困難だった様々な素材が混ざり合った混合廃棄物を、選別設備と手選別を組み合わせた廃棄物選別ラインにより高度に選別を行い処理している。



< 混合廃棄物選別の流れ >

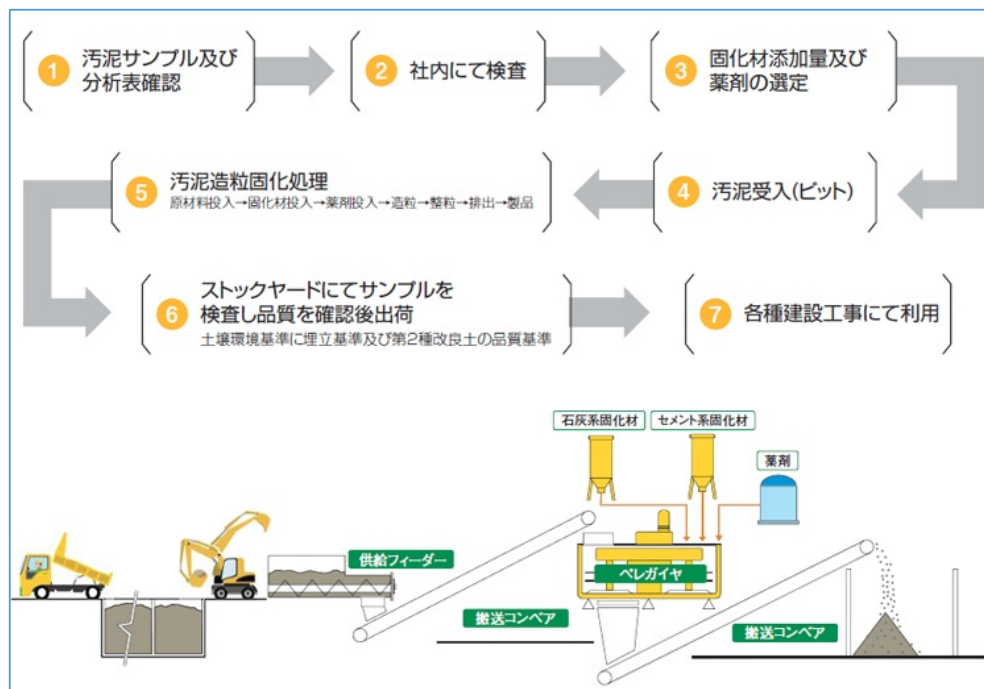
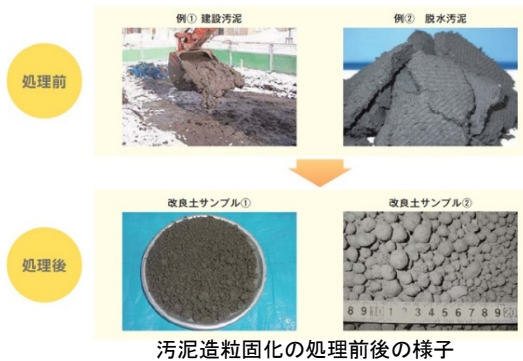
※前頁の＜混合廃棄物選別の流れ＞参照

- ・破砕機：2枚の回転刃を回転させ、その間に発生する剪断力で廃棄物を細かく破砕する。
- ・バリオセパレータ：傾斜揺動エレメントと風力を活用し、軽量物、細粒物、重量物の3種類を効率的に選別する。
- ・光学選別機：光センサーでベルト上の素材を選別し自動選別する。
- ・磁力選別機（磁選機）：永久磁石の磁力を利用して、廃棄物中に混入している鉄類を吸着し取り除く。
- ・集塵機：排出される粒子状物質を集塵する。
- ・自走式木材破砕機：分別された木材を、細かく破砕しリサイクル可能な状態にする。

【汚泥造粒固化】

汚泥造粒固化とは、固体状の汚泥を処理し安定化させるための汚泥処理方法の一つで、処理対象の汚泥に添加物を加えることで、大きな球状または粒状に変化させ、再生利用のしやすさを向上させている。

松阪大口工場の汚泥造粒固化プラントでは、製造工場や建設現場から発生する無機性汚泥（有機物を含まない、土砂や金属成分が含まれる汚泥）を粒状に固め、埋戻材等に再生利用する処理を行っている。リサイクルされた埋戻材（リサイクル改良土）は各種建設業者などで利用され、道路の盛土、河川の築堤、土地造成等多様な用途に用いられている。



＜汚泥造粒固化の流れ＞

【木くず破碎】

木くず破碎とは、生木、枝葉、建築廃材、竹などの木質系資源を細かく碎き、燃料チップ等の資源にリサイクルしやすい形に変換すること。松阪大口工場では、自走式木材破碎機を使用し、迅速かつ高効率に処理している。

(2) 多気工場

多気工場では、通常の産業廃棄物だけでなく、特殊な処理が必要とされる廃酸、廃アルカリ等の特別管理産業廃棄物の処理も対応している。多気工場で可能な処理としては、廃酸、廃アルカリの中和処理のほか、破碎、圧縮、混錬、脱水、焼却等である。



多気工場外観



多気工場内観

(3) 松阪本社工場

松阪本社工場では、1980年の設立時より産業廃棄物の処理・運搬事業を実施している。破碎や油水分離処理が可能な施設を有している。



松阪本社工場外観



松阪本社工場内観

産業廃棄物収集運搬

同社は顧客の依頼に応じて、産業廃棄物を中間処理施設及び処分場へ運搬している。三重県内をはじめ、愛知県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、大阪府の収集運搬業の許可を取得しており、広域に対応できることを強みとしている。また、顧客の要望に対応するため、多種多様な収集運搬車両を保有している。

＜収集運搬車両一覧＞

車種	台数(台)	車種	台数
3tクレーン付き箱車	2	7tクレーン付きアームロール車	6
3tアームロール車	2	8tアームロール車	1
4tプレスパッカー車	1	10tクレーン付き箱車	2
7tプレスパッカー車	1	10tアームロール車	2
3tプレスパッカー車	1	10t吸引車	2
大型平ボディー車	1	その他	6

また、顧客の廃棄物を貯蔵しておくコンテナも提供している。顧客のニーズに応じた種類のコンテナを現場に設置し、コンテナの中身が満杯になった際に同社のクレーン付き運搬車やコンテナ車で運搬を行う等、効率よく廃棄物を回収できる体制を整えている。コンテナは2m³/5m³/8m³/10m³/20m³/25m³/30m³/水密コンテナ等、多くの種類を備えている。



同社コンテナ

解体工事

同社はあらゆる構造物・建築物の解体工事および工事に伴う産業廃棄物の処理も請け負っている。木造家屋や鉄筋・鉄骨建物を中心に、小規模な工事から大規模な建物まで様々な解体工事に対応している。

また、解体事業と産業廃棄物処理事業が連携することにより、建物の解体工事から工事に伴い発生した産業廃棄物の収集運搬、中間処理、再資源化まですべてワンストップで対応可能となっている。すべての業務を同社の窓口で一本化することにより、無駄な管理・コストを無くすことができ、顧客の負担軽減に寄与している。

社内一貫作業

解体から最終処理まですべて自社で行うため、お客様のニーズに迅速に対応できます。



解体工事における強み

清掃

同社は強力吸引車や高圧洗浄車等を使用した特殊清掃業務を行っている。清掃業務に伴って発生する産業廃棄物の回収から中間処理まで一貫して実施している。主に取り扱っている清掃内容は、グリストラップ・排水管の清掃、工場内外の設備の清掃、ピット・側溝の清掃、ビル・店舗の清掃等となっている。



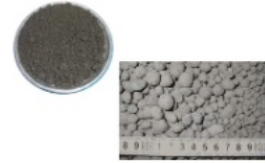
工場内外の清掃の様子



ビット・側溝の清掃の様子

改良土販売

同社の松阪大口工場では、製造工場や建設現場から発生する無機性汚泥の造粒固化処理を行い、改良土などへの再生利用している。ここで得られた改良土を1トン単位で販売しており、この改良土は工作物の埋め戻し、道路(路床)盛土、土木構造物の裏込め、道路路体用盛土、河川築堤、土地造成、水面埋立等に用いられている。



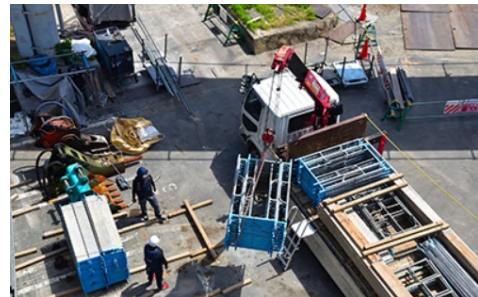
改良土

資源リサイクル(資源買取)

同社では廃棄物処理のノウハウを生かして資源リサイクル(買取)事業も行っている。鉄、非鉄金属、貴金属、基板などを買取品目としており、限りある資源の有効活用に寄与している。また、上記品目以外にも顧客の相談に応じて、リサイクル可能なものを買取している。

その他

同社は、産業廃棄物処理の周辺業務の1つとして、工場内機械設備撤去を行っている。工場の移転や設備の入れ替えでは、安全性の確保や発生する産業廃棄物の適切な処理等の専門的な知識や技術が必要となる。同社は綿密な調査と打ち合わせを行い、経験豊富な技術スタッフが効率的に作業を進めている。



設備の入れ替えの様子

2-4. SDGs行動宣言

同社は廃棄物のリサイクルなどによる環境保全や循環型社会の実現に向けた、取り組みを進めるべく、SDGs行動宣言を策定している(下図)。「地球温暖化への取組」では、事業活動や環境に配慮した車両の導入を通じて環境保全に取り組むほか、「ダイバーシティ&インクルージョン」では年齢や性別、国籍に関わらず、皆がやりがいを持って働き続けられる職場環境を整える取り組みを行うとしている。また、「地域への貢献」では事業活動時のごみ発生防止や、地域の清掃などを行い、地域住民が暮らしやすい環境の保全に努めている。

2023年2月7日



SDGs行動宣言

株式会社ミヤテック

わが社は、企業活動を通じて、社会課題の解決に取り組み、SDGs達成に貢献しています。

項目	関連するSDGsのゴール	SDGs達成に向けた取組
地球温暖化への取組	  	事業活動や、環境に配慮した車両の導入を通じて、環境保全に取り組んでいます
ダイバーシティ&インクルージョン	  	年齢や性別、国籍に関わらず、皆がやりがいを持って働き続けられる職場環境を整えます
地域への貢献	  	事業活動時のごみの発生防止や、地域の清掃などを行い、地域の皆様が暮らしやすい環境の保全に努めます

当社は、社会インフラの一つである廃棄物処理事業を通じ、廃棄物のリサイクル化等による環境保全や循環型社会の実現に向け、引き続き取り組んでいます。

また、将来的には、災害発生時などに自社の施設を活用し、地域の方々の安心に繋がるような取り組み等を行い、地域活性に寄与し、持続可能な社会の実現・SDGs達成に貢献していきます。



三十三銀行
San ju San Bank



POURPOSED BY
© 2022 SANJUSAN CO., LTD. APPROX. NO. 1000000

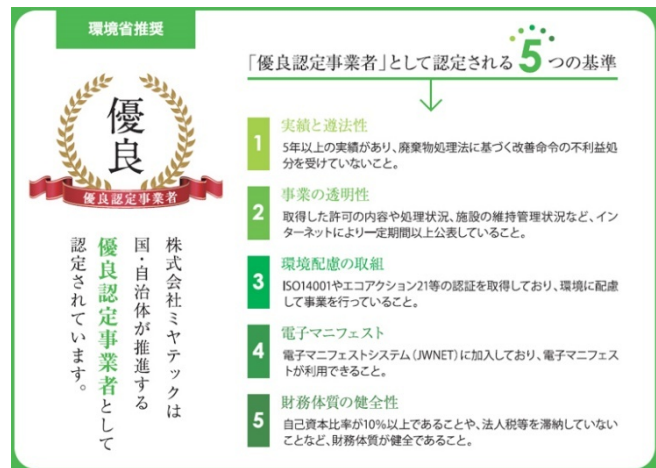
SDGs行動宣言

3. サステナビリティに関する活動

【廃棄物の適正処理】

同社は産業廃棄物の収集、運搬、中間処理、解体、清掃、リサイクル事業などを通じて徹底した廃棄物の適正処理と再資源化に努めている。

具体的には、松阪大口工場では、三重県下に数台しか設置されていない高精度の光学選別機を設置しており、これらの光学選別機と人の手作業で分類することにより、従来、リサイクルが困難であった様々な素材が混ざり合った混合廃棄物の再利用率の向上に寄与している。また、産業廃棄物として収集した汚泥の造粒固化処理を行うことで、道路の盛り土等に利用できる建築資材として販売する取り組みも行っている。このような取り組みを受け、環境省推奨の優良認定事業者に認定されており、産業廃棄物処理を委託しやすい環境づくりや、環境保全の推進に努めている。また、同社は2001年よりISO14001認証を取得しており、全社員が環境保護の重要性を認識し、顧客との提案・対話を通じて環境管理活動を実行している。



【零細・中小企業への支援】

一般的に産業廃棄物は、排出した事業者が処理業者に持ち込むものと、処理業者自らが収集するものに分類される。同社の場合は、廃棄物処理量の約8割を自ら回収している。現在、顧客から直接持ち込みされる場合の処理費用の値下げや、直接持ち込みの場合は廃棄物処理の事前予約を不要とする等、メリットを周知することで、顧客の廃棄物の直接持ち込みを推進する取り組みを開始している。これらの取り組みを継続し、廃棄物削減や処理費用の値下げによる零細・中小企業を支援していく。

【安全管理の徹底】

同社は各事業に必要な許可を適切に取得して事業を行っている。従業員の現場の安全にかかる知識を向上させるため、現場内安全講習会を3か月に1回実施しているほか、交通安全意識の向上を図るため、毎月運転者会議を実施している。また、ヒヤリ・ハットの改善提案書に対して報酬を出しており、現場目線での改善提案を推奨している。

2024年7月期の1日以上 の休業を要する労働災害の発生件数は2件であるものの、前述の安全管理への取り組みを徹底し従業員が安全に働けるような職場環境を提供していく。



安全講習会の様子

【ワークライフバランスの推進】

ワークライフバランス推進の観点から、時間外労働の削減及び有給休暇の取得について全従業員が法令を遵守している。

2024年4月から2025年3月の2024年度実績では年間有給休暇取得率45%、月平均残業時間は1人当たり5時間となっている。今後は、従業員に対して有給取得の推奨の徹底や計画的連続休暇取得の推進を通じて有給休暇の取得率のさらなる向上に取り組む方針である。

加えて、今後は戦略的に健康増進に取り組むため、「運動強化月間」を設定し、各自で定めた目標に基づき「運動・食事・禁煙」などの取り組み等を予定しており、経済産業省が定める「健康経営優良法人」の認定取得等を目指していく。

【地元の新卒雇用の創出】

同社は地域に根差した企業として発展するべく、地元出身者の新卒採用にも力を入れている。今後は、これまでの年間採用枠を維持した上で、それに加えて新卒者を別枠で採用することで、年間の採用人数を増加させる方針である。地元の教育機関との連携の強化やインターンシップの実施などを行うことで、地元人材との接点を増やし、採用機会の拡充を図っていく。

【業種平均以上の賃金支給】

同社は、従業員の働きに応じて適切に給与を支給しており、従業員1人当たりの平均給与は、厚生労働省の「令和6年賃金構造基本調査」にて公表されている廃棄物処理業の平均賃金と比較しても高水準である。今後も、従業員それぞれのモチベーションの向上に資する為、こうした方針を維持していく方針である。

【資格取得の推進】

従業員の専門性を高めるため、リサイクル処理、産業廃棄物処理、または安全衛生管理など、業務に必要な資格取得について、費用を全額会社負担とし、従業員の成長を万全にサポートする体制をとっている。こうした取り組みは、従業員のキャリアアップやモチベーションの向上につながっており、従業員同士が互いに支えあいながら成長できる環境の創出につながっている。今後、産業廃棄物関連の資格を保有する従業員数を増加させていく計画である。現在、同社の従業員が保有している資格は以下の通り。

資格名	人数	資格名	人数
産業廃棄物中間処理施設技術管理者	2名	職長・安全衛生責任者教育	3名
産業廃棄物最終処分場技術管理者	2名	安全衛生教育	1名
産業廃棄物焼却施設技術管理者	2名	特定化学物質等取扱作業主任者講習	1名

危険物乙4類	4名	2級土木施工監理技術者	2名
第二種酸素欠乏危険作業主任者	2名	第2種電気工事士	1名
小型移動式クレーン技能講習(5t未満)	11名	電気工事従事者	1名
玉掛け技能講習(1t以上)	11名	ガス溶接技能講習	2名
フォークリフト運転技能講習(1t以上)	20名	石綿使用建築物等の解体等特別教育	2名
車両系建設機械運転技能講習	10名	木造組立等作業主任者	2名
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	10名	建築物等の鉄骨組立て等作業主任者	2名
高所作業車運転技能講習	2名	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	2名
一級建築士	1名		

【ダイバーシティ経営の推進】

従前より、男性からの就職希望者が多かったことから、2025年3月時点では男性従業員 33 名、女性従業員7名で、女性従業員は男性従業員の 1/5 程度の構成となっている。同社は女性従業員が働きやすい職場とするため、産休・育休の取得はもちろんのこと、その後の現場復帰を支援している。今後は、育児と仕事の両立を支援するため、時短勤務制度の設立を計画している。このように、さらに女性が長く安心して働くことができる環境を整備することで、女性従業員、女性管理職の育成、増加につなげていく方針を掲げている。

また、今後は高齢者雇用にも力を入れていく計画である。再雇用をさらに促進することで、現状 65 歳以上の従業員数は5名であるところ、将来的に 10 名以上に増員する方針である。

【脱炭素経営の推進】

脱炭素経営を推進するため、自社の事業活動で生じたCO₂排出量を把握、算定するための体制を構築している。カーボンニュートラル取組宣言として2050年に二酸化炭素排出量ゼロを目標としており、実現に向けたロードマップを策定している(右図)。

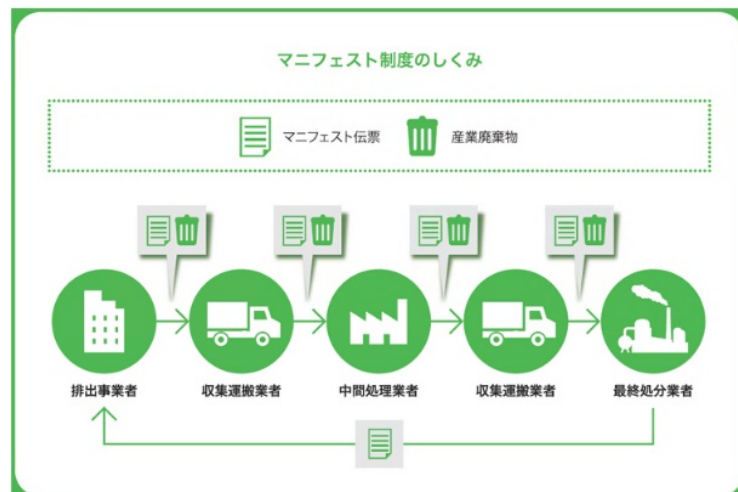
具体的には、カーボンニュートラル達成に向けた取り組みとして、「エネルギー消費量の把握」「エネルギー消費量の削減」「企業価値の向上」を定めている。「エネルギー消費量の把握」では、毎年のCO₂排出量削減目標や具体的な取り組み、実績を社内に周知し、社員全員でカーボンニュートラルに取り組む。現在同社では、CO₂の排出量の計測・把握可能なシステムを導入し、CO₂の排出量の計測を開始している。また、「エネルギー消費量の削減」では社内にてカーボンニュートラルにおける役割を設置し、社員自ら省エネ活動を推進する体制を構築するとしている。現在、営業車のHV/EV化を開始しており、営業車5台中4台がHV車、残り1台がガソリン車となっている。今後は5台中4台をHV車、1台をEV車としていく方針である。「企業価値の向上」では、カーボンニュートラルの取り組みを採用活動で共有し、採用ブランディングを構築していく、としている。



カーボンニュートラル取組宣言

【電子マニフェストの推進】

マニフェストシステムとは、産業廃棄物の処理業者がその廃棄物が適正に処理されたことを確認するため産業廃棄物法で定められた制度である。現在、一般的には紙のマニフェストが使用されることが多いものの、同社は2005年に電子マニフェストを導入し、排出業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワ



ークでやり取りする体制を整えることで、ペーパレス化の促進に寄与している。

【地域社会への貢献】

年1回、従業員家族・関係各所を対象として、「たてぼし」を開催し、地域との連携を深めている(「たてぼし」とは、海岸に網を張り、その中に放した魚を手づかみで捕まえる遊びのこと)。焼きそばやフランクフルト等の軽食やソフトドリンクはもちろん、アルコールも用意されており、参加者はすべて無料で楽しむことができる。例年多くの地元民でにぎわっており、今年の7月に開催した、たてぼしで通算3回目となっている。

その他にも、地域の教育機関との連携も強めており、近年では、私募債を活用して多気工場の近くに位置する多気町立外城田小学校に大型 TENT を寄贈しており、地域の学校行事や防災教育の充実に寄与している。



たてぼしの様子



休憩所

【地域環境への配慮】

同社の事業の特性上、廃棄物処理の際に大気汚染や、水質、土壌汚染などが発生する可能性や周辺の生物種、生息地へ影響を及ぼす可能性があるが、このようなリスクを低減させるために、様々な対策を実施している。具体的には、廃棄物の積替えを建屋内で実施することで悪臭、騒音、粉塵等が周囲に飛散することを防いでいるほか、建屋をコンクリート造りとすることで地下水の汚染を防止している。また、月に1度、各拠点の周囲の清掃を行っている。

このような取り組みを通じて、大気、水質、土壌の汚染を防止している他、事業所周辺の生物種や生息地の保護をすすめている。

4. 包括的インパクト分析

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同社について三十三総研が定めるインパクト評価の手続きを実施した。UNEP FI コーポレートインパクト評価ツール及び事業内容を踏まえて特定した同社の包括的インパクトは以下の通り。各インパクトエリア内に該当したインパクトトピックの事業ごとの内訳は別表の通り。

4-1. 包括的インパクト分析

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 3821 非有害物質の処理と処分 3811 非有害物質の収集 4669 廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業 3830 材料再生業			デフォルト (全業種合算)		修正項目 追加○ 削除×		包括(全体)	
	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ
社会	人格と人の 安全保障	紛争						
		現代奴隷						
		児童労働						
		データプライバシー						
		自然災害						
	健康および安全性	-		●				●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	●		×			
		食料						
		エネルギー	●		×			
		住居						
		健康と衛生	●		×			
		教育			○		●	
		移動手段						
		情報						
		コネクティビティ						
		文化と伝統	●		×			
		ファイナンス						
	生計	雇用	●				●	
		賃金	●	●		×	●	
		社会的保護		●				●
	平等と正義	ジェンダー平等				○		●
		民族・人種平等						●
		年齢差別				○		●
		その他の社会的弱者						
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配						
		市民的自由						
	健全な経済	セクターの多様性						
		零細・中小企業の繁栄	●				●	
	インフラ	-						
自然環境	経済収束	-						
	気候の安定性	-	●	●	×			●
	生物多様性と 生態系	水域	●	●	×			●
		大気	●	●	×			●
		土壌	●	●	×			●
		生物種	●	●	×			●
		生息地	●	●	×			●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●			●	●
		廃棄物	●	●			●	●

(別表)

◆国際標準産業分類に基づき整理した全業種 3821 非有害物質の処理と処分 3811 非有害物質の収集 3830 材料再生業 4669 廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業			3821 非有害物質の処理と処分		3811 非有害物質の収集		3830 材料再生業		4669 廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業		デフォルト (全業種合算)	
			メイン業種		サブ業種①		サブ業種②		サブ業種③			
インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ	ポジ ティブ	ネガ ティブ
社会	人格と人の 安全保障	紛争										
		現代奴隷										
		児童労働										
		データプライバシー										
		自然災害										
	健康および安全性	-		●		●		●		●		●
	資源とサービスの 入手可能性、 アクセス可能性、 手ごろさ、品質	水	●		●						●	
		食料										
		エネルギー	●								●	
		住居										
		健康と衛生	●		●		●		●		●	
		教育										
		移動手段										
		情報										
		コネクティビティ										
		文化と伝統			●						●	
	ファイナンス											
	生計	雇用	●		●			●		●		●
賃金		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
社会的保護			●		●		●		●		●	
平等と正義		ジェンダー平等										
	民族・人種平等											
	年齢差別											
	その他の社会的弱者											
社会経済	強固な制度・ 平和・安定	法の支配										
		市民的自由										
	健全な経済	セクターの多様性										
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●		●		●	
	インフラ	-										
経済収束	-											
自然環境	気候の安定性	-		●		●		●		●	●	●
	生物多様性と 生態系	水域	●	●	●	●	●	●		●	●	●
		大気	●	●	●	●	●	●		●	●	●
		土壌	●	●	●		●			●	●	●
		生物種	●	●	●		●			●	●	●
		生息地	●	●	●		●			●	●	●
	サーキュラリティ	資源強度	●	●	●	●	●	●	●		●	●
		廃棄物	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

4-2. 包括的分析に伴う追加項目・削除項目

追加/削除		インパクト カテゴリー	インパクト エリア	インパクト トピック	追加・削除理由
追加	ポジティブ	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	業務に必要な資格取得のサポートを行っているため。
	ネガティブ	社会	平等と正義	ジェンダー平等	女性の雇用、活躍を推進する取り組みを行っているため。
				年齢差別	高齢者の雇用・活躍を推進する取り組みを行っているため。
削除	ポジティブ	社会	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	きれいな水へのアクセスを後押しするような事業を行っていないため。
				エネルギー	エネルギーへのアクセスを後押しするような事業を行っていないため。
				健康と衛生	事業内容が健康と衛生を向上させるものでないため
				文化と伝統	文化遺産の保存に関する業務を行っていないため。
		自然環境	気候の安定性 生物多様性 生物多様性と生態系	-	事業内容が気候の安定性に寄与しないため
				水域	事業内容が水域、大気、土壌、生物種、生息地の保全に貢献するものではないため。
				大気	
				土壌	事業内容が水域、大気、土壌、生物種、生息地の保全に貢献するものではないため。
				生物種	
				生息地	
	ネガティブ	社会	生計	賃金	周辺の相場と比較しても適切な賃金を支給しているため。また、賃金の支給が不規則でないため。

5. KPI(重要業績評価指標)とSDGsとの関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本ファイナンスにおける特定のサステナビリティに関する活動(以下、特定活動)について、以下の通り KPI を設定する。また同活動とポジティブ・インパクト(以下、PI)・ネガティブ・インパクト(以下、NI)の関連性、SDGs(ターゲット)の関連性を記載する。(KPI を設定しない項目を含む)

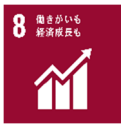
5-1.KPI 設定項目

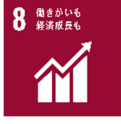
特定活動	廃棄物の適正処理		
	種類	カテゴリー	エリア/トピック
インパクト	PI の強化	自然環境	資源強度、廃棄物
KPI	・2032 年3月末までに産業廃棄物リサイクル率を 70%に向上させる。 リサイクル率とは当社が収集した量のうち、再生利用が可能となった量の割合を意味し、再生利用量÷当社の収集量×100 で算出する。 (2025 年3月末現在 59.18%)		
取組 施策等	・同社は産業廃棄物の収集、運搬、中間処理、解体、清掃、リサイクル事業などを通じ徹底した廃棄物の適正処理と再資源化に努めている。 ・松阪大口工場(同社の工場の一つ)に高精度で廃棄物を分類し、廃棄物のリサイクル率の向上に寄与する光学選別機を導入しているものの、稼働率が現状低位に留まっている。今後は、この設備の稼働率を向上させることで、リサイクル率の向上につなげていく方針である。		
関連する SDGs	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。		

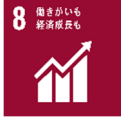
	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	12 つくる責任 つかう責任 
--	---	--

特定活動	零細・中小企業への支援		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PIの強化	自然環境 社会経済	廃棄物 零細・中小企業の繁栄
KPI	・2032 年 3 月末までに取り扱い産業廃棄物のうち、持ち込まれる産業廃棄物の売上の割合を 35%にする(2025 年 3 月末 21.32%)		
取組 施策等	・一般的に産業廃棄物は、排出した事業者が処理業者に持ち込むものと、処理業者自らが収集するものに分類される。同社の場合は、廃棄物処理量の約8割を自ら回収している。現在、顧客から直接持ち込みされる場合の処理費用の値下げや、直接持ち込みの場合は廃棄物処理の事前予約を不要とする等、メリットを周知することで、顧客の廃棄物の直接持ち込みを推進する取り組みを開始している。これらの取り組みを継続し、廃棄物削減や処理費用の値下げによる零細・中小企業を支援していく。		
関連する SDGs	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	12 つくる責任 つかう責任 	

特定活動	安全管理の徹底		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NIの低減	社会	健康および安全性
KPI	・年間の1日以上休業を要する労働災害発生件数を全期間通じて0件にする。(2024 年7月期実績:2件)		
取組 施策等	・各事業に必要で適切な許可を取得して事業を行い、許可に準ずる規定を順守している。現在、労働災害の対策の取り組みとして、毎月運転者会議を実施しているほか、現場内安全講習会を3か月に1回実施している。また、ヒヤリ・ハットの改善提案書を提出した際、報酬を支給することで、従業員に対して積極的な提出を促している。 ・今後、こうした取り組みを続けていくことで、労働災害事故0件を目指していくとしている。		

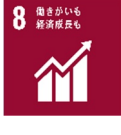
関連する SDGs	3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾患の件数を大幅に減少させる。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	 
--------------	---	--

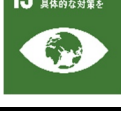
特定活動	ワークライフバランスの推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	社会	健康および安全性
KPI	・2032 年7月期までに従業員の年間有給休暇消化率を 55%まで引き上げる。(2024 年7月期:48%) ・2032 年7月期までに健康経営優良法人を取得する。		
取組 施策等	・現在、時間外労働、有給休暇取得については全従業員が法令を遵守している。(年間休暇は 119 日 5日間の有給消化率は 100%) ・今後は従業員に対して有給取得の推奨の徹底や、計画的連続取得の推進を通じて、有給休暇取得を推進していく。 ・また、健康経営優良法人の取得に向け、「運動強化月間」を設定し、各自で定めた目標に基づき「運動・食事・禁煙」などの取り組み等を予定している。		
関連する SDGs	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		

特定活動	地元の新卒雇用の創出		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	雇用
KPI	・2032 年7月期まで全体の採用枠を維持しつつ、加えて地元出身者の新卒採用を毎年1名実施する。(2024 年7月期:0名)		
取組 施策等	・地域に根差した企業として発展するべく、地元出身者の新卒採用にも力を入れている。今後は、これまでの年間採用枠を維持した上で、それに加えて新卒採用者を採用することで、年間の採用人数を増加させる方針である。地元の教育機関との連携の強化やインターンシップの実施などを行うことで、地元人材との接点を増やし、採用機会の拡充を図っていく。		
関連する SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。		

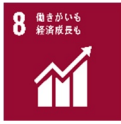
特定活動	資格取得の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	教育
	NI の低減	社会	社会的保護
KPI	・2032 年7月期までに廃棄物処理・リサイクル事業に関する資格取得者数を8名まで増加させる。(2024 年7月期:4名)		
取組 施策等	・従業員の専門性を高めるため、資格を取得希望者の資格取得に必要な費用を全額補助することで従業員の資格取得を推進しており、従業員のキャリアアップやモチベーションの向上に繋がっている。今後もこうした取り組みを継続することにより、産業廃棄物関連の資格保有者数を増加させていく方針である。		
関連する SDGs	4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。		4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も

特定活動	ダイバーシティ経営の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	雇用
	NI の低減	社会	ジェンダー平等、年齢差別
KPI	・2032 年7月期までに女性管理職の人数を2名以上にする。(2024 年7月期:0名) ・2032 年7月期までに 65 歳以上の従業員数を 10 名以上に増加させる。(2024 年7月期:5名)		
取組 施策等	・男性からの就職希望者が多かったことから、2025 年2月時点では男性従業員 33 名、女性従業員7名の構成となっている。現状、同社は女性従業員が働きやすい職場とするため、産休・育休の取得はもちろんのこと、その後の現場復帰を支援している。 ・今後は、育児と仕事の両立を支援するため、時短勤務制度の創設を計画している。このように、さらに女性が長く安心して働くことができる環境を整備することで、女性従業員、女性管理職の育成、増加につなげていく方針を掲げている。 ・現状も 65 歳以上の従業員が5名勤務しており、今後は定年年齢の 65 歳までの引き上げや、70 歳までの再雇用の実施など、高齢者雇用を促進していく。		

関連する SDGs	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	  
	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	10.2 2030 年までに年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定活動	脱炭素経営の推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	気候の安定性
KPI	・2032 年7月期までに温室効果ガス排出量を 900t-CO₂e にする。(2024 年7月期:1,069t-CO₂e) ・2032 年7月期までに、営業車のEV/HV化率を100%にする。(2025 年8月現在:全営業車5台中4台がHV車)		
取組 施策等	・脱炭素経営を推進するため、自社の事業活動で生じたCO₂排出量を把握、算定するための体制を構築している。また、カーボンニュートラル取組宣言として2050 年に二酸化炭素排出量ゼロを目標としており、実現に向けたロードマップを策定している。今後は、EV・HV化の促進や、照明器具のLED化等の方策を通して、CO₂の削減を目指していく方針である。 ・EV・HV化については、現在、同社の営業車は5台中4台がHV車、1台がガソリン車である。今後は、全営業車をEV・HV化する方針であり、全営業車5台の内4台をHV車、1台をEV車としていく方針である。		
関連する SDGs	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	 	
	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。		

5-2.KPI 非設定項目

特定活動	業種平均以上の賃金支給		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	PI の強化	社会	賃金
取組 施策等	・同社の従業員 1 人あたり平均給与は厚生労働省の「令和6年賃金構造基本統計調査」にて公表されている廃棄物処理業の平均賃金を上回っており、高水準であると判断できる。今後も高水準を維持する方針であり、KPIは設定しない。		
関連する SDGs	8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。		

特定活動	電子マニフェストの推進		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	資源強度、廃棄物
取組 施策等	・マニフェストシステムとは、産業廃棄物の処理業者がその廃棄物が適正に処理されたことを確認するため産業廃棄物法で定められた制度となっている。現在、一般的には紙のマニフェストが使用されることが多いものの、同社は 2005 年に電子マニフェストを導入している。 ・電子化されたマニフェストを排出業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする体制を整えることで、ペーパーレス化の促進に寄与している。 ・上記取り組みから十分にネガティブ・インパクトである「資源強度・廃棄物」を低減していると考えられるため、KPIは設定しない。		
関連する SDGs	12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。		

特定活動	地域環境への配慮		
インパクト	種類	カテゴリー	エリア/トピック
	NI の低減	自然環境	水域、大気、土壌、生物種、生息地
取組 施策等	・同社の事業の特性上、廃棄物処理の際に大気汚染や、水質、土壌汚染などが発生する可能性や周辺の生物種、生息地へ影響を及ぼす可能性があるが、このようなリスクを低減させるために、様々な対策を実施している。廃棄物の積替えを建屋内で実施することで悪臭、騒音、粉塵等が周囲に飛散することを防いでいるほか、建屋をコンクリート造りとすることで地下水の汚染を防止している。また、月に1度、各拠点の周囲の清掃を行っている。		

	・このような取り組みを通じて、大気、水質、土壌の汚染を防止している他、事業所周辺の生物種や生息地の保護をすすめる方針である。 ・上記取り組みから、ネガティブインパクトである「水域、大気、土壌、生物種、生息地」は十分低減されていると判断できるため、KPIは設定しない。	
関連する SDGs	15.5 自然生息地の劣化を規制し、生物多様性の損失を防止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	

6. サステナビリティ管理体制

同社では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、宮崎正弥代表取締役社長を最高責任者とし、宮崎弘喜管理部長が中心となって日々の業務やその他活動を棚卸し、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsの17のゴール・169のターゲットとの関連性について検討を行った。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの実行後、返済期限までの間において、宮崎弘喜管理部長を中心にKPIの達成状況を定期的に確認・協議を行うなど、推進体制を構築し、各部署において実行していく。

最高責任者	代表取締役社長 宮崎 正弥
管理責任者	管理部長 宮崎 弘喜

7. モニタリング

本件で設定したKPIの進捗状況は、同社と三十三銀行の担当者が年に1回以上の会合を設けることで確認する。モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、三十三銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行い、KPIの達成を支援する。

8. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業に対するファイナンスに適用した融資である。

同社は、上記評価の結果、本件ポジティブ・インパクト・ファイナンスの成立期間を通じてポジティブな影響の強化とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、三十三銀行は年に1回以上その影響を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、三十三総研が、三十三銀行から委託を受けて作成したもので、三十三総研が三十三銀行に対して提出するものです。
2. 三十三総研は、依頼者である三十三銀行及び三十三銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する同社から供与された情報と、三十三総研が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件問合せ先〉

株式会社三十三総研

調査部 研究員 中野 萌希

〒510-0087

三重県四日市市西新地 10 番 16 号

第二富士ビル4階

TEL:059-354-7102 FAX:059-351-7066

第三者意見書

2025 年 9 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ミヤテックに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社三十三銀行

評価者：株式会社三十三総研

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社三十三銀行（「三十三銀行」）が株式会社ミヤテック（「ミヤテック」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社三十三総研（「三十三総研」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。三十三銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、三十三総研と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、三十三銀行及び三十三総研にそれを提示している。なお、三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

三十三銀行及び三十三総研は、本ファイナンスを通じ、ミヤテックの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ミヤテックがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

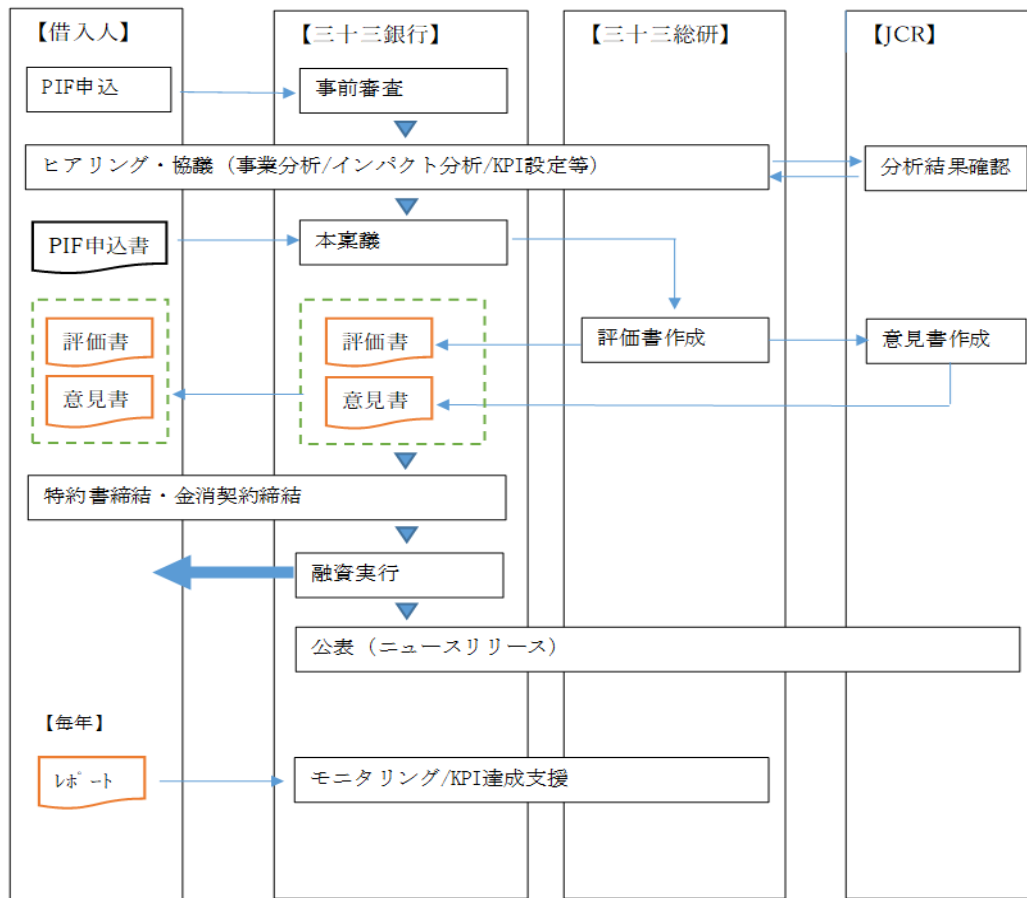
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、三十三銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

- (1) 三十三銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



（出所：三十三銀行提供資料）

- （2）実施プロセスについて、三十三銀行では社内規程を整備している。
- （3）インパクト分析・評価の方法とツール開発について、三十三銀行からの委託を受けて、三十三総研が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て三十三総研が作成した評価書を通して三十三銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、三十三総研が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるミヤテックから貸付人である三十三銀行及び評価者である三十三総研に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

任田 卓人

任田 卓人



JCR Sustainable

PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) 外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル